一般競争入札公告

医療法人社団幸隆会　多摩丘陵病院の東京都地域医療構想推進事業（中小病院支援）費補助金（設備）に係る一般競争入札について、次のとおり公告します。

医療法人社団幸隆会

理事長　小澤壯治

1. 入札内容

（1）品名、規格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　メーカー | 品名 | 型式 | 数量 |
| アニマ株式会社 | バランスコーダ | BW-6000 | 1台 |

（2）納入場所　〒194-0202　東京都町田市下小山田町1401

医療法人社団幸隆会　多摩丘陵病院

（3）納入時期　令和7年3月20日まで

（4）支払方法　納入後　末締め　30日後　末払

２．入札方法等

（1）入札方法一般競争入札

（2）予定価格有（非公表）

（3）最低制限価格有（非公表）

３．入札参加資格

（1）商法の「株式会社」又は「有限会社」の法人格を有すること。

（2）納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

（3）医療、福祉関連事業の納入実績を有する者であること。

（4）次に示す経営不振の状態にないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている

（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

（5）東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号財務局長決定)に基づく指名停止期間中など、指名から除外する期間中でない者であること

（6）東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第５条に基づく排除措置期間中でないものであること

４．入札日程等

（1）公示日　令和6年11月1日

（2）入札日時　令和6年11月27日　14時～15時

（3）入札会場　多摩丘陵病院　4階　会議室

（4）応募に関する質疑

質疑書提出　令和6年 11月8日　午前中必着 　※手渡し不可

質疑回答 令和6年 11月13日　までに個別に回答する

応募締切日時 令和6年　11月15日　午前中必着　　※手渡し不可

５．一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

（1）受付期間　令和6年11月2日から令和6年11月15日まで

（2）提出書類

① 一般競争入札参加資格等認定申請書（様式有）

② 会社案内等パンフレット

（3）提出方法　郵送又は宅急便で、下記住所まで令和6年11月15日　午前中必着

※手渡し不可

提出先：医療法人社団幸隆会　多摩丘陵病院担当者　松尾

〒194-0202 東京都 町田市 下小山田町 1401

℡：042-797-1511（代表）

（4）問合せ先

多摩丘陵病院担当者　松尾

E-mail：matsuo@tamakyuryo.or.jp

※質疑応答は電子メールでのみ行います。

６．一般競争入札参加資格確認通知

入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。

７．落札者の決定

（1）予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

（2）初度入札で予定価格に達していない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。（入札は２回まで）

（3）上記(2)によっても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行なうものとする。

８．入札に当たっての注意事項

（1）代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

（2）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

（4）入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

（5）談合等不正行為を行なわない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

（6）下記の各項目に該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦次に掲げる入札をした者がした入札

ア.入札書の押印のないもの

イ.記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

ウ.押印された印影が明らかでないもの

エ.記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ.代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ.他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ.2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

９．契約方法等

（1） 落札者は、発注者が作成する物品購入契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約を取り交わすものとする。

（2）契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

（3）落札者が（1）に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。